

脱炭素社会に向けた住宅・建築物における 省エネ対策等のあり方・進め方(素案)

(はじめに)

我が国は、2050年までの脱炭素社会の実現を昨年10月に宣言した。また、令和3年5月26日に、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として規定する改正地球温暖化対策推進法が成立した。我々は脱炭素社会の実現に向けてあらゆる努力を行っていく必要がある。また、令和3年4月22日に菅総理が表明した「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」という方針に関しては、9年間しか時間的な猶予がないため、現在利用できる技術を最大限活用してこれを実現することが大切である。

(2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めるに当たって)

○ 国民等の意識変革・行動変容の必要性

- 地球温暖化対策や省エネルギー対策について、国民にその必要性を理解してもらった上で、何をすべきかを具体的に伝えること。
- 住宅・建築物分野における省エネ対策の取組についても、他の誰かがやるものではなく、事業者を含む国民一人一人に我がこととして取り組んでもらうことが必要不可欠であることから、取組の必要性や具体的な取組内容をわかりやすく伝える方法を検討し、早急な周知に努めること。
- 特に住宅については、ZEH等の省エネ住宅の環境・省エネ面、快適性、健康面、経済面等のメリット・効果等のみならず、エネルギーの無駄遣いを減らすという観点から、省エネ性能の高い住宅を使いこなす住まい方の周知普及もあわせて行うこと。また、行動経済学(ナッジ)の手法も活用して、消費者のより良い選択につながるように情報提供を進めること。

○ 国や地方自治体等の公的機関による率先した取組

- 住宅・建築物における省エネ性能を高める取組や再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組については、既存ストック対策等をはじめとしてコスト面や技術面での課題もあること、また、国民や民間事業者の取組を促す観点からも、国や地方自治体等の公的機関が建築主・管理者となる住宅・建築物において、徹底した省エネ対策や創エネ対策の率先した取組を進めること。

[家庭・業務部門]

(住宅・建築物における省エネ対策の強化について)

○ 中・長期的に目指すべき住宅・建築物の姿

- 2030年における新築の住宅・建築物について平均でZEH・ZEBの実現を目指すこと。
 - ・ 目標を実現するためには、建材・設備の性能向上とコスト低減の実現が必要不可欠であること

○ 住宅・建築物における省エネ対策を強化するに当たっての基本的な考え方

住宅・建築物分野における省エネ対策を徹底するに当たっては、特に住宅や小規模な建築物が国民の生活基盤として不可欠なものであることから、対策強化の影響が過度な負担とならないよう、適合を義務付ける省エネ基準は合理的な水準とし、その段階的な引き上げにより省エネ性能の向上を図ることとする。

- ① 省エネ基準への適合義務化により、省エネ性能を底上げするために基礎となる取組(ボトムアップ)
- ② 誘導基準やトップランナー基準の引上げとその実現に対する誘導により、省エネ性能を段階的に引き上げていくための取組(レベルアップ)
- ③ 誘導基準を上回るより高い省エネ性能を実現する取組を促すことにより、市場全体の省エネ性能の向上、牽引するための取組(トップアップ)

○ 住宅・建築物における省エネ性能の底上げ(ボトムアップ)の取組について

- 住宅も含めて省エネ基準適合義務の対象範囲を拡大すること。
- 具体的には以下の点に留意して省エネ基準適合義務化の取組を進めること。
 - ・ 個人が建築主として直接規制を受ける注文住宅について、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案すること
 - ・ 適合を義務付ける基準の水準については現行の省エネ基準を基本とすること
 - ・ 特に住宅の増改築時における基準適用のあり方について、過度な負担となることで増改築そのものを停滞させないよう配慮すること
- また、適合義務化に向けた準備として以下の取組を早急に進めること。
 - ・ 供給側の体制整備の取組として、中小事業者に対する地域の実情を踏まえた断熱施工に関する実地訓練を含む技術力向上に対して支援すること

- ・ 供給側・審査側双方の事務負担を軽減する取組として、基準の簡素合理化に努めること
- ・ 国民の理解を得るための省エネ住宅の必要性やメリット等に関する事業者の説明スキルの向上に向けた取組を推進すること
- なお、新築に対する支援措置については、適合義務化に先行して省エネ基準適合を要件化することにより早期の適合率向上を図ること。
- 2030年新築平均ZEH・ZEBの目標を踏まえ、ボリュームゾーンのレベルアップの取組を経て、省エネ基準を段階的に引き上げること。
 - ・ まずは省エネ基準適合義務化が先行している大規模建築物について、省エネ基準を引き上げることとし、規模別、用途別にエネルギー消費性能の実態等を踏まえて、引上げ水準を検討すること
 - ・ 大規模建築物以外の住宅・建築物についても、順次、省エネ性能の実態や建材・設備の普及・コストダウンの状況を踏まえて、基準引上げを検討すること
 - ・ 基準の見直しに備えて、設計・運用実態に関するデータ整備を進めること

○ 住宅・建築物における省エネ性能のボリュームゾーンのレベルアップの取組について

- ZEH・ZEBの取組拡大に向け、各種制度における要求水準を整合させ、誘導目標を明確化すること。
 - ・ 建築物省エネ法に基づく誘導基準や長期優良住宅、低炭素建築物の認定基準をZEH・ZEBの水準の省エネ性能に引上げ、整合させること
 - ・ ただし、建築物については現状ZEBの取組実績が少ないことから、当面の間はZEBoriented の水準を誘導基準として設定し、実際の取組状況を用途別・規模別に検証し、見直すこと
 - ・ あわせて住宅性能表示制度における断熱性能及びエネルギー消費性能について上位等級を設定すること
- 国や地方自治体をはじめとする公的機関が建築主となって新築する住宅、庁舎、学校等については、上記の誘導基準を原則とすること。
- ZEH、ZEB等に対する支援を継続・充実すること。
 - ・ 2030年に向け、ZEH・ZEBやLCCM住宅の取組拡大を図るため、価格低減に努めつつ、三省連携による支援措置を継続・充実すること

- 誘導目標よりも高い省エネ性能を実現するトップアップの取組
 - ・ 全体の省エネ性能の向上を牽引する取組として、ZEH+やLCCM住宅など、より高い省エネ性能を実現する取組を促進すること。

- 住宅トップランナー制度の充実・強化
 - ・ 2030年新築平均ZEH・ZEBの目標を踏まえ、ボリュームゾーンのレベルアップの取組を拡げるため、住宅トップランナー制度に分譲マンションを追加すること。
 - ・ 住宅トップランナー制度におけるトップランナー基準について、ZEHの水準の省エネ性能に引き上げること。
 - ・ 具体の基準見直しに際しては建材・設備の性能向上や普及状況、コスト低廉化の状況を踏まえて判断すること

- 機器・建材トップランナー制度の強化等による機器・建材の性能向上
 - ・ 2030年新築平均ZEH・ZEBの目標を踏まえ、ZEH・ZEBに導入される機器・設備の性能向上と普及を図るため、機器・建材トップランナー制度の強化を図ること
 - ・ 断熱性能の高い窓製品の普及を図るため、窓製品の断熱性能を消費者に分かりやすく伝えることが可能な性能表示制度のあり方を検討すること
 - ・ レジリエンス性を確保する観点からは、多様なエネルギー源の機器が必要であることに留意しつつ、給湯機器等の省エネルギー性能の向上を図っていくこと

- 省エネ性能表示の取組
 - ・ 住宅・建築物の販売又は賃貸をしようとする際の広告等における省エネ性能に関する表示制度を導入すること。
 - ・ 建築物については、環境性能を踏まえた投資や融資の取組の進展も踏まえて、省エネ性能に関する情報を一元的に開示するなど、関係主体の負担や情報を利用する者のアクセス性に配慮した方法を検討すること
 - ・ 既存の住宅・建築物については、建築時の省エネ性能が不明なものがあることも踏まえ、改修前後の合理的・効率的な表示・情報提供方法について検討すること

- 既存ストック対策としての省エネ改修のあり方・進め方

- 国民等による省エネ改修の取組を促していく観点からも、国や地方自治体の率先した取組が重要であることから、その管理する住宅・建築物について、省エネ改修計画を立て、計画的な省エネ改修の取組を進めること。
- 省エネ改修しやすく、その効果を高めるため、省エネ性能に優れリフォームに適用しやすい建材・工法等の開発・普及を図ること。
- 既存の住宅・建築物については、建築時の省エネ性能が不明なものがあることも踏まえ、改修前後の合理的・効率的な省エネ性能の把握方法について検討すること。
- 耐震性がなく、省エネ性能も著しく低いストックについては、耐震改修と合わせた省エネ改修の促進に加え、省エネ性能の確保された住宅への建替えを誘導すること。
- 耐震性のある住宅ストックについては、熱損失の大きな開口部の断熱改修（ペアガラス化や二重サッシ化など）や日常的に使用する空間の部分断熱改修など、効率的かつ効果的な省エネ改修を促進すること。
- 実態に即した省エネ改修の取組にきめ細かく対応しつつ、取組の大幅な拡大を図るため、地方自治体の取組と連携して効率的かつ効果的な省エネ改修を促進すること。
 - ・ 国と地方自治体における省エネ改修に対する支援を継続・拡充すること
 - ・ 地方自治体において、きめ細かな普及啓発や住宅の現状把握のための簡易診断等を通じた国民への省エネ改修の働きかけを実施するとともに、国として当該取組を支援すること
- 消費者が安心して省エネ改修を相談・依頼できる仕組みを充実すること。
 - ・ リフォーム事業者団体登録制度の登録団体に所属する事業者が取扱うリフォームとして省エネリフォームの表示を進めるとともに、リフォーム瑕疵保険の活用促進に向けた周知普及を行うこと
 - ・ 住宅紛争処理支援センターが実施している電話相談（住まいるダイヤル）や建築士・弁護士による専門家相談、リフォーム見積もりチェックサービスの周知普及を行うこと

[エネルギー転換部門]

（再エネ・未利用エネルギーの利用拡大に向けた住宅・建築物分野における取組について）

2050年カーボンニュートラル実現に向け、太陽光発電の活用は重要である。住宅建築物への太陽光発電設備設置を促進するため、以下を進めること。

- 国や地方自治体をはじめとする公的機関が建築主となる住宅・建築物について、新築における太陽光発電設備の設置を標準化するとともに、既存ストックや公有地等において可能な限りの太陽光発電設備の設置を推進するなど、率先して取り組むこと。こうした取組を通じて太陽光発電設備の設置に係る課題の洗い出し等を進めること。
- 関係省庁、関係業界が連携し、各主体が設置の適否を検討・判断できるよう、適切な情報発信・周知を行うこと。
 - ・ 電気料金や固定価格買取制度、太陽光パネルに関する技術開発の動向など、太陽光発電を取り巻く周辺環境・条件の将来見通しについて随時、情報の更新を行いながら、わかりやすく情報提供を行うこと
 - ・ 太陽光発電設備の設置、維持管理、廃棄等に係る一般的なコスト負担や導入に向けた支援制度等についても適切な情報提供を行うこと
- 民間の住宅・建築物については、太陽光発電設備の設置を促進するため、次に掲げる取組を行うこと。
 - ・ ZEH・ZEB、LCCM住宅等の普及拡大に向けた支援を行うこと
 - ・ PPAモデルの定着に向け、先進事例の創出、事例の横展開に取り組むとともに、わかりやすい情報提供に取り組むこと
 - ・ パネルの後乗せやメンテナンス・交換に対する新築時からの備えのあり方を検討するとともに、その検討結果について周知普及すること
- 国・地方脱炭素実現会議で検討されている地域脱炭素ロードマップを踏まえ、脱炭素への移行を先行的に進める脱炭素先行地域において、都市が再エネの生産地となるような取組を含め、モデル地域を実現する。そうした取組の状況も踏まえ、住宅・建築物への太陽光発電の設置拡大に向け、地域・立地条件の差異等を勘案しつつ、制度的な対応の在り方も含め必要な対応を検討していくこと。
- 太陽光発電設備の軽量化・発電効率の向上等の技術開発を促進するとともに、太陽光発電設備及び蓄電池の一層の低コスト化を進めること。
- こうした取組を行い、2030年を見据え、住宅・建築物への太陽光発電の更なる設置拡大に向けた土壌作りを進める。

[吸収源対策]

(炭素貯蔵効果の高い木材の利用拡大に向けた住宅・建築物分野における取組について)

- 住宅・建築物の木造化・木質化の取組を推進すること。
 - ・ 木造建築物等に関する建築基準の合理化を進めること
 - ・ 公共建築物において率先して木造化・木質化に取り組むこと
 - ・ 民間建築物において木材利用が進んでいない非住宅建築物や中高層住宅における木造化を推進するため、その支援を行うこと
 - ・ 木材の安定的な確保の実現に向けた体制整備を推進するため、その支援を行うこと

注)上記の規制措置・誘導措置については今後その実現可能性の検討を行う必要がある